

日栄発 第 29-20-1 号
平成 29 年 4 月 28 日

各都道府県栄養士会長 様

公益社団法人 日本栄養士会
会 長 小松 龍史
(公印省略)

河村育英資金の募集について

本会河村育英資金設置規程に基づき、標記受給者を募集いたします。別紙応募様式によりご応募くださいますようお願いいたします。

〔6月15日（木）必着〕

なお、本申請にあたっては、都道府県栄養士会長の推薦が必要となりますので申し添えます。

平成 29 年度日本栄養士会河村育英資金受給者の募集要項

【育英資金の目的】

日本栄養士会は、後進の管理栄養士を育成するため、河村育英資金を設立し、奨学金を給付する。

【募集概要】

国民の管理栄養士に求める業務は複雑多様化している。管理栄養士は、専門職業人としてこれらに応え、国民の健康づくり、疾病の重症化防止に努めることが使命と考える。

日本栄養士会では、将来の管理栄養士の役割、業務のあり方、制度等の向上に努めたいと考える管理栄養士に対して育英資金を給付する。

育英資金を希望する方は、規定の様式により応募すること。

【育英資金の概要】

期間：2年間とする。ただし、期間中に修了もしくは退学した時は、給付を停止する。

金額：年額 60 万円以内とする。

件数：原則として 2 名までとする。一度給付を受けた者には、再度給付しない。

返納：返納の必要はないが、管理栄養士の業務に関する各種活動（日本栄養士会雑誌等への投稿、各種委員会の委員の受諾等）にあたることとする。ただし、本資金の給付を不正に受けていることが判明した時は、理事会の決定により返納を求めることとなる。

【育英資金の該当者】

管理栄養士（見込者を含む）であって、大学院で栄養に関する高等教育を受ける者（予定者を含む）。大学院は、栄養学先進国または国内とする。

【応募の方法および期間】

応募方法：別に定める申込書に必要事項を記入し、下記に提出すること。

〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

公益社団法人日本栄養士会 河村育英資金 係

申込期間：平成 29 年 5 月 15 日から 6 月 15 日（締切日必着）

選考・決定：日本栄養士会に設置する河村育英資金選考委員会にて審査し、該当者を決定する。

【申請書の記載、提出にあたっての注意事項】

- ・ 略歴は、高卒以上を記入。就職している者は施設名を、社会人入学のときはその旨と休職等の状況を記載すること。
- ・ 推薦者（所属施設の長、管理栄養士養成施設の学長等、および所属都道府県栄養士会長）を記入のうえ推薦文を添付すること。
- ・ 大学院の在校証明または合格証等を添付すること、ない時はその理由を付すこと。
- ・ 研究テーマ、研究の過程および指導者名（所属）を記載すること。

【日本栄養士会河村育英資金の応募様式】

河村育英資金申込書

ふりがな		性別	生年月日及び年齢（申請時の）
申請者氏名	⑩		年 月 日 歳
都道府県栄養士会名	会員番号		
連絡先	〒 TEL FAX		
E - メールアドレス			
応募の理由			
略 歴 ※高卒以上を記入			
研究テーマ ※研究過程、指導者名 (所属)等			
希望期間	平成 年 月から平成 年 月		
支給方法は、銀行送金 する。 総金銀行名等を記載、 本人名義口座とする。	ふりがな 振込銀行名	銀行	本・支店
	預金種別	普通・当座（いずれかに○）	
	口座番号		
	ふりがな 口座名義		
推薦者 ※どちらも必須	所属 氏名	⑩	
	栄養士会名 会長名	⑩	

河村育英資金設置規程

制定・施行 平成24年11月11日

(目的)

第1条 栄養改善事業の普及、進展を奨励するとともに、後継者の育成を推進することを目的として、河村育英資金（以下「資金」という。）を設置する。

(事業)

第2条 本資金は以下の事業に支出することとする。

- 1、管理栄養士であって、学業に高い志を持つ者に対する育英のための事業
- 2、その他、栄養学の研究及びその技術の発展に資する者に対する支援事業

(事業の運営)

第3条 本資金に関する事業の実施に関しては、別に定める「河村育英資金に関する実施要領」により運営する。

(資金の管理等)

第4条 本資金は金融機関に特別口座を設置し管理する。本資金には日本栄養士会本会計からの繰り入れ、または、個人等からの寄付等を受け入れることができる。

(資金の運用)

第5条 本資金の運用は、理事会が決することとする。

(規程の変更)

第6条 本規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。